

★ 6月14日発表の日本銀行「当面の金融政策運営について」

—政策金利を据え置き、景気の現状判断を上方修正、成長基盤強化支援資金供給における新たな貸付枠の概要を発表—

6月13、14日に日本銀行の政策委員会・金融政策決定会合が開催され、金融市場調節方針の据え置きが全員一致で決定された。また、成長基盤強化資金供給における新たな貸付枠の概要が発表された。

(金融・経済情勢等に対する現状判断)

○日本経済については、「生産面を中心に下押し圧力が続いているが、持ち直しの動きもみられている」と判断を引き上げた。

(日本銀行による発表)

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を以下のとおりとすることを決定した。(全員一致)
無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す。
2. わが国の経済は、震災の影響により、生産面を中心に下押し圧力が続いているが、持ち直しの動きもみられている。すなわち、生産や輸出は、震災後に大きく低下し、国内民間需要も弱い動きとなった。こうした下押し圧力はなお続いているが、最近では供給面の制約が和らぎ始め、家計や企業のマインドも幾分改善しつつあるも、生産活動や国内民間需要に持ち直しの動きもみられている。この間、金融環境をみると、総じて緩和の動きが続いているが、震災後、中小企業を中心に一部企業の資金繰りに厳しさが窺われる。物価面では、消費者物価(除く生鮮食品)の前年比は、小幅のプラスとなっている。
3. 先行きのわが国経済は、当面、生産面を中心に下押し圧力が残るとみられる。その後は、供給面での制約がさらに和らぎ、生産活動が回復していくにつれ、海外経済の改善を背景とする輸出の増加や、資本ストックの復元に向けた需要の顕現化などから、2011年度後半以降、緩やかな回復経路に復していくと考えられる。消費者物価の前年比は、小幅のプラスで推移するとみられる。以上を踏まえると、日本経済は、やや長い目で見れば、物価安定のもとでの持続的な成長経路に復していくと考えられる。
4. リスク要因を見ると、景気については、震災がわが国経済に及ぼす影響の不確実性が大きい。海外経済については、バランスシート調整が米国経済に与える影響や、欧州のソブリン問題の帰趨について、引き続き注意が必要である。新興国・資源国については、このところ減速の兆しもみられるが、依然として上振れの可能性にも注意が必要である。この間、国際商品市況の上昇については、その背景にある新興国・資源国の高成長が輸出の増加につながる一方、交易条件の悪化に伴う実質購買力の低下が国内民間需要を下押しする面もある。以上様々な要因はあるが、当面は、震災の影響を中心に、下振れリスクを意識する必要がある。
物価面では、国際商品市況の一段の上昇により、わが国の物価が上振れる可能性がある一方、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもある。
5. 昨年夏以来実施している成長基盤強化を支援するための資金供給は、金融機関の自主的な取り組みを進めるうえでの「呼び水」としての役割を果たしてきている。金融機関の取り組みをさらに後押ししていく観点から、資本性資金の供給や従来型の担保・保証に依存しない融資に着目し、今後、これを支援していくことが適当と考えられる。こうした判断に基づき、今回の会合では、出資や動産・債権担保融資(いわゆる「ABL」)などを対象として、新たな貸付枠を設定することを決定した。日本銀行としては、今回の措置によって、金融機関が、金融面の手法を一段と広げ、わが国経済の成長基盤の強化に向けて、さらに活発に取り組むことを期待している。
6. 日本銀行は、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的な成長経路に復帰するために、包括的な金融緩和政策を通じた強力な金融緩和の推進、金融市場の安定確保、成長基盤強化の支援という3つの措置を通じて、中央銀行としての貢献を粘り強く続けていく。今後とも、震災の影響を始め、先行きの経済・物価動向を注意深く点検した上で、必要と判断される場合には、適切な措置を講じていく方針である。

成長基盤強化支援資金供給における新たな貸付枠の概要

1. 対象とする投融資:(1)出資等(資本性を有する投融資)、(2)動産・債権担保融資(いわゆる「ABL」)等、不動産担保および人的担保に依存しない融資。
2. 対象先金融機関:成長基盤強化支援資金供給の対象先金融機関
3. 資金供給方式:共通担保を担保とする貸し付け
4. 貸付期間:原則2年とし、1回の借り換えを可能とする(最長4年)。—新規貸付は、四半期に1回の頻度で実施する予定。
5. 貸付利率:0.1%
6. 貸付総額:5千億円(従来の3兆円の貸付総額とは別に設定する)
7. 対象先金融機関毎の貸付限度額:(1)貸付残高の上限は500億円(従来の1,500億円の上限とは別に設定する)、(2)各対象先金融機関は、2010年4月以降に行った出資等とABL等の残高の範囲内で、借り入れを行うことができる。
—本貸付枠の対象となる個別投融資の期間は限定しない(従来は、1年以上)。また、対象となる1件当たりの金額を1百万円以上まで引き下げる(従来は、1千万円以上)。
—投資ファンド向けは、具体的な投資案件が未決定の段階でも、出資した時点で資金供給の対象とする(但し、1年後を目途に確認を行い、投融資実績がない場合には期日前返済となる)。
8. 貸付受付期限:2012年3月末(新規貸付の最終実行期限は同年6月末)

この資料は、直近の情報を基に、マーケットにかかわるトピックス・材料をご紹介します。しかし、情報の確実性・完結性・最終性を表明するものではありません。マーケット環境・規制の変化により、変更される場合があります。また、無断で複製または転送等を行わないように、お願い申し上げます。

金融商品のお取引には価格変動等によるリスクがあります。金融商品のお取引には手数料等をご負担頂くものがあります。
金融商品取引法に基づきお渡しする書面や目論見書をよくお読みください。

セントラル短資株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第526号 日本証券業協会加入